

1 日時

令和元年6月28日（金）午後1時30分から午後3時まで

2 場所

愛知県東大手庁舎 1階 あいち環境学習プラザ セミナー室

3 出席者

(1) 委員

松尾部会長、井上委員、安田委員、田中専門委員、吉田（民）専門委員、幸田特別委員（代理：農村振興部農村環境課長）、岩田特別委員（代理：環境・リサイクル課長）、遠山特別委員、石澤特別委員（代理：交通政策部計画調整官）、秀田特別委員（代理：環境対策課長）

(2) 事務局

（愛知県環境局）小野技監

（水大気環境課）佐藤課長、加藤室長、尾崎室長補佐、前川主査、吉野主査、吉田技師

4 傍聴者

傍聴者なし、報道関係者1名

5 議事

- ・会議録への署名は、井上委員、安田委員が行うこととなった。

(1) 諮問事項

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の見直しについて

- ・浄化槽の概要について

事務局から資料1に基づき説明

<質疑応答>

【安田委員】

資料1の4ページに記載の単独処理浄化槽は、し尿のみの処理で13グラムから5グラムに減るが、合併はし尿と生活雑排水の両方を足して40グラムから4グラムと、こちらのほうが処理できている理由を教授されたい。

【事務局】

単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の構造が大きく異なる。単独処理浄化槽は主に槽が1つになっている一方、合併処理浄化槽は処理槽が嫌気処理と好気処理の2槽あり、さらに担体という微生物が棲みやすい環境がつけられている。その結果、効率よく処理ができ、処理能力が大幅に向上する。

【井上委員】

資料1の最後の15ページのところで、愛知県が21%と低く、全国平均が41%ということは60%以上の都道府県もあると思われるが、その高い都道府県は、どういうことをされていて高く、愛知県はなぜ低いのかについて教授されたい。

それから、全ての浄化槽が何基あるかというのは把握されていると思うが、1つの浄化槽に対して

どこが保守点検業者なのかということも全て把握されているのか。

【事務局】

まず1点目について、高い都道府県がどういう状況かということだが、例えば、近くだと岐阜県は90%以上と聞いている。岐阜県は、業界として、法定検査、保守点検、清掃を一括契約することを義務付けているため、保守点検や清掃だけを実施することができない仕組みになっている。その結果、法定検査の実施率も高くなっている。

本県も一括契約の導入について、いろいろ検討はしてきたが、業界としてもこれまで実績や関連業者への不信感もあり、すべての業者が対応できる仕組みができないという事情もあった。段階的にどのように実施できるかを検討中である。このため、まず保守点検の業者の資質向上を核とし、業界間の連携の向上を目指していきたいと考えている。

2点目の質問については、浄化槽を設置する際、設置届出が県に提出されるので、県として設置基数は把握している。ただし、設置届出では、保守点検業者は誰と契約したかといったところまでは記載されないため、その点については把握できていない。

ただし、法定検査の結果には、保守点検や清掃の実施者は記載されており、その結果は、愛知県で把握しているので、法定検査の受検者については、全て把握できている。

・浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の見直しについて

事務局により資料2及び参考資料1に基づき説明

<質疑応答>

【井上委員】

保守点検業者が2割ぐらいしかないと、そこから啓発をしても、契約していない管理者の方にはそれが伝わらないということになる。このため、条例を改正しても、法定検査の実施率を20%から60%とか80%とかに上げるにはほど遠いと思うが、それに対して何らかの対策をとることも必要だと思う。

【事務局】

保守点検業者に対して、年間の保守点検実施件数を確認しているもので、現状、県が確認している限りでは、県内の浄化槽の実質7割から8割程度はきちんと保守点検をされていると認識している。保守点検業者から法定検査の受検を伝えるとことにより、この法定検査受検率が2割から上がっていくのではないかと考えている。

なお、2割というのは、法定検査の受検の割合なので、それと保守点検とはまた別である。

【井上委員】

保守点検をしているのは8割ぐらいあり、点検をしているけれども法定検査を受けていないということで、保守点検をしている浄化槽管理者に対して、法定検査も受けなさいということか。

【事務局】

そのとおりである。

【井上委員】

そこは、何かしら条例か何かでうまくできないのか。保守点検をしていて、次回、保守点検をするまでの1年間の間に、法定検査をやっていない浄化槽管理者には法定検査を受けることを何かしら課

すようなことはできないのか。

【事務局】

法定検査の受検義務は、浄化槽法には規定されている。それを条例でも規定することは難しいため、今回、浄化槽保守点検業者からのアプローチにより、法定検査の受検率を向上させていきたいという狙いがある。

【遠山委員】

一般家庭であれば、浄化槽を設置したその家の方が、大概、浄化槽管理者ということになる。自分が浄化槽管理者という義務が課されていることを認識していない可能性はないのか。

【事務局】

そういったケースもあると認識している。

【遠山委員】

それならば、保守点検業者からのアプローチ云々よりも、まず浄化槽管理者それぞれのユーザーが浄化槽管理者だということを知らしめることに重点を置くほうが先決じゃないかなと思う。

【事務局】

そのとおりである。

浄化槽管理者である全戸55万基に対して、県が1軒ずつ回って説明することができればよいが、それはできないので、10月の浄化槽強調月間や市町村広報などにより、機を捉えて伝えているが、この方法ではなかなか伝えきれない。一方、保守点検業者は、年間に3回から4回は各家庭を回るので、浄化槽管理者は浄化槽に関する情報は、保守点検業者から得る情報が一番多いと聞いている。このため、浄化槽保守点検業者がきちんとした情報をユーザーさんに伝えるということが一番重要だということから、今回の条例見直しのきっかけとなっている。

たとえば、清掃は年1回行うことが法に規定されているが、年に1回も清掃を実施しなくてもいいと、浄化槽管理者に伝える保守点検業者もいるらしく、清掃業者が清掃の時期を浄化槽管理者に伝えると、なぜ実施しなければいけないのかと言う浄化槽管理者もいると聞く。つまり、その浄化槽管理者の教育をしているのが浄化槽保守点検業者という構図が見えるので、浄化槽管理者の意識改革は、保守点検業者の資質向上が一番先決だろうと判断している。

また、資料1の最後のグラフで、浄化槽設置後、初めて受ける法定検査である7条検査の受検率は、100%近いということをご説明した。この7条検査の受検の際に、指定検査機関から浄化槽管理者に対して法定検査の必要性の説明がされている。しかし、保守点検業者が保守点検をきちんとやっていたら、法定検査は受けなくてもいいと説明する業者も中にはいるということを知っている。

このため、今まで条例には、保守点検業者から浄化槽管理者に対して、法定検査の必要性を伝える義務付けの条項がなかったため、今回合わせて盛り込むことを考えている。保守点検業者に対して、ある一定の義務を課すことにより、浄化槽管理者への啓発につなげたいと思っている。

また、資料1の10ページにおいて、法律の第48条で都道府県知事が浄化槽保守点検業者の登録制度の条例を設けることができると記載している。この条例に浄化槽管理者の法定検査を義務付けることは、保守点検業者の登録に関する条例ということではなかなか難しい。

法定検査の受検の義務については、浄化槽法に既に規定があり、法定検査を受けないときには罰則規定もあるけれども、毎日毎日使っている浄化槽に対して停止命令をかけるのはなかなか難しい。

特に愛知県については、過去の高度成長期に、水洗トイレが文化的な生活の象徴として、全国に先駆けて単独処理浄化槽が整備された。そのときには、法律の法定検査を受けることが周知されていなかったもので、県内の単独処理浄化槽をお持ちの方は、法律で法定検査が義務付けられていることに納得されていない方が多いというのが現状である。

【井上委員】

資料1の9ページで、保守点検に関し、法で保守点検業の登録を受けた者に、この検査を委託可能になっている。先ほど法定検査をする機関として指定されているのが県で3機関と説明があった。保守点検業者に委託されている件数というのはどれぐらいあるのか。また、もし、今回提案の優良な保守点検業者に、この法定検査も委託できるようになれば、保守点検と合わせて11条検査を受けられるようになり、もっと法定検査の受検率が上がるのではないか。

【事務局】

保守点検は、浄化槽管理者にもともと義務があり、一般家庭では、当然浄化槽の管理、点検の仕方がわからないということもあって、業の登録を受けた者に対して委託が可能となっている。この業者は、県内で350ぐらい、愛知県には昨年度末で318件登録されている。

一方、法定検査は、法律の規定上、財団法人もしくは社団法人に対して指定ができ、愛知県においては3機関に対し、区域分けをして指定をし、それぞれの区域で法定検査を実施している。

また、保守点検と法定検査というのは別々のもので、保守点検業者が法定検査をすることはできない。

この資料に書いてある委託可能というのは、そもそも保守点検は浄化槽管理者自身の実施するというのが法律の決めで、自分でできない場合は業者に頼むことができるというのがこの規定である。

【井上委員】

21%が仮に100%になったときに、その3機関は対応可能なのか。

【事務局】

今、愛知県内に3機関ある指定検査機関には、法定検査の検査員という資格を持った者が法定検査を実施している。この補助的な制度として、愛知県では指定採水員制度と呼んでいるが、保守点検業者が、自分の受け持つ浄化槽の外観検査を実施した後、放流水を汲んで指定検査機関に水質の検査を依頼し、その水質検査結果でもって、指定検査機関が実施した法定検査とみなす制度を取り入れている。

ただし、保守点検業者の資質がよくない場合は、指定採水員制度により水を指定検査機関に持っていても、検査機関としては、本当にその浄化槽から水を汲んで持ってきたかどうか分からない現状があり、なかなかその指定採水員制度を広げられないという実情がある。そのため、優良認定制度により業界の資質が上がってくれば、今後件数が増えた場合は、この指定採水員制度を特に今回定める優良保守点検業者に請け負わせることも考えており、件数が増えた場合の対応につなげていきたい。そういうことも将来的には可能になると考えている。

【安田委員】

この参考資料の3番の認定制度のイメージ図があるが、浄化槽管理者は個別に3業者とやりとりしなければいけないというので、非常に手間が無駄にかかっているような気がする。この辺、もう少し簡素化できないか。

【事務局】

それについては、昨年度まで、清掃業者と保守点検業者と指定検査機関の3者との一括契約というシステム、先ほどお話した岐阜県で取り入れられているものだが、それを愛知県でも導入を目指そうと検討してきた。しかし現状では愛知県全域での導入というのは難しいと結論付けた。ただし、保守点検と清掃両方の許可・登録を持つ業者もあり、保守点検・清掃業者、法定検査と管理者と3者という形で契約ができるので、それをまず推進し、そこで問題点が浮き彫りになった段階で、その問題点をクリアする方策というものを考えて、将来的に導入できないかと考えている。

【松尾部会長】

先ほどの井上委員の質問に関して、この条例改正により、保守点検業者がどの浄化槽の浄化槽管理者にアプローチし、保守点検を実施しているかどうかというのは、ほぼ100%近く把握できるようになるのか。また、優良な業者とそうでない業者というのが県として把握でき、そうした行政指導の強化につなげていくことができるのか。

【事務局】

まず、浄化槽管理者については、現状、県の浄化槽台帳管理システムで管理し、今年度、システム改修を行っている。その中で、今のデータの整理・更新も考えている。それにより、保守点検、清掃、法定検査を受けている管理者、受けていない管理者というのが見えてくることになるので、そういったところからアプローチしていきたいと考えている。

【松尾部会長】

ぜひそれを進めていただき、まずは実態把握をきちっとされるのが肝要と思う。

・部会報告（案）について

－ 事務局による説明 －

<質疑応答>

【松尾部会長】

ただいま説明のあった部会報告だが、最後4の結論の前までは、事務局が説明された内容がほぼそのまま記載されているので、特に結論のところを見ていただければと思う、いかがか。

【井上委員】

これを言うと言い過ぎかもしれないが、結論の2段落目と3段落目の間に、「ただし、この条例改正だけでは、法定検査率を100%にすることは難しいと考えられることから、さらなる浄化槽の抜本的な対策については今後検討することが望まれる。」といった一文を入れると良いと思う。

【松尾部会長】

井上委員からの提案について、いかがか。

確かに、これだけで問題が全て解決するわけではないが、まず、今のご提案に関していかがか。

【事務局】

確かにこの条例だけでは当然法定検査率100%というのは難しいというのは承知している。ただ、この条例改正においても、一定程度の効果はあると考えている。

【井上委員】

上の文に一定の効果を出すためには望ましいというのはもう書かれているので、そこで一定の効果があるということは認めている。ただしということで、さらに早期の解決として記載をしてほしい。

【松尾部会長】

ただし、これで全ての課題が解決するわけではないので、さらに抜本的な課題の解決策について検討されたいというようなことを記載することについていかがか。

【事務局】

ただし、この条例改正だけでは、法定検査（11条）の受検率を100%にすることは難しいことから、今後抜本的な対策の検討が望まれることだが、先ほど説明したように、法定検査は法律で定められた検査で、罰則規定もある。それについて、抜本的な対策を県でできるかという問題があるので、今回の見直しと合わせて、啓発等の様々な方策をとることによって受検率の向上を目指すことが望ましいとしたいがいかがか。

【松尾部会長】

啓発などの対策をあわせて行うということか。

そういった文言を付加することについては、特に異議はないか。

（「異議なし」の声あり）

では、その方向で文言の検討をしてほしい。

最終的な確認については、私に一任いただきたい。事務局からの修正案を確認したいと思うが、よろしいか。

あと、私から意見だが、この図のタイトルが図の上にあるが、我々からするとなじみがないので、図の下に入れるように修正いただきたい。

【事務局】

承知した。

【田中委員】

資料1の1ページ目、最後のグラムが出ているところがあるが、一般的な家庭の1日当たりのグラム数だと思われる。その点を修正してほしい。

【事務局】

承知した。

【松尾部会長】

ありがとうございました。

そのほか、何か意見、質問はないか。

（発言する者なし）

よろしいか。

それでは、今、委員の先生方から修正意見をいただいたので、事務局で修正いただき、それで私が確認をしたいと思うので、一任をいただきたい。よろしいか。

（「はい」の声あり）

では、そのようにさせていただきます。

(2) その他

【松尾部会長】

それでは、議事のその他について何かあるか。

【事務局】

特にない。

【松尾部会長】

それでは、本日の議事については、これをもって終了させていただく。